

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月2日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

【会社名】 テラ株式会社

【英訳名】 tella, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 矢崎雄一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03-5572-6590(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 小塚祥吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03-5572-6590(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 小塚祥吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 連結累計期間	第11期 第1四半期 連結累計期間	第10期
会計期間	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日
売上高 (千円)	347,019	328,292	1,539,993
経常利益又は経常損失() (千円)	27,066	123,960	24,247
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	13,455	84,147	58,296
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	15,606	86,822	34,782
純資産額 (千円)	1,442,822	2,802,171	1,529,194
総資産額 (千円)	2,069,056	3,776,559	2,387,234
1株当たり四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額() (円)	1.02	6.15	4.44
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.01	-	-
自己資本比率 (%)	67.8	72.2	60.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

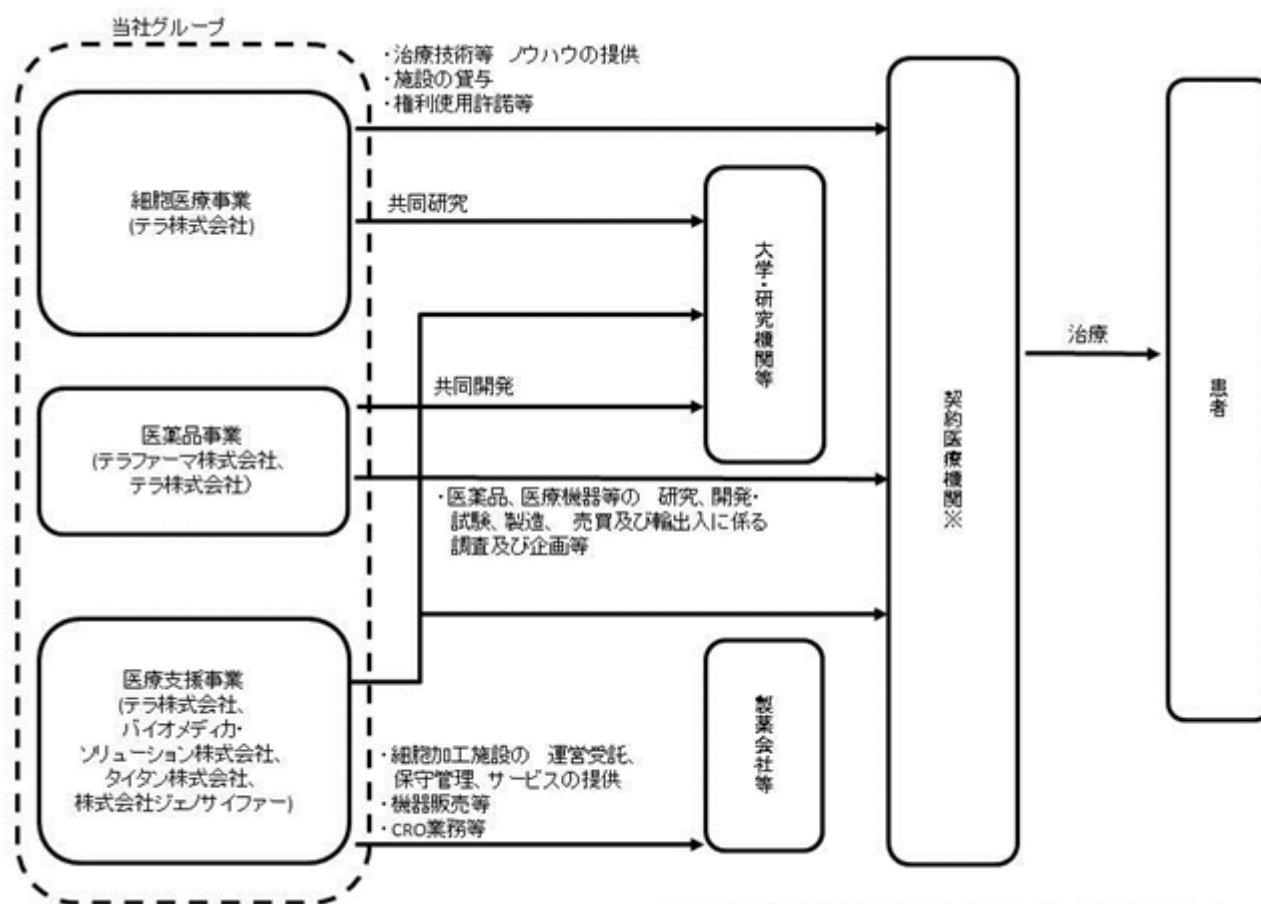
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第10期及び第11期第1四半期連結累計期間は1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社4社の計5社により構成されております。当第1四半期連結累計期間において、平成26年1月にテラファーマ株式会社、平成26年2月に株式会社ジェノサイファーを設立いたしました。

なお、当社グループは、当第1四半期連結累計期間において、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチン「バクセル®」の承認取得に向けた開発活動を本格化させました。これに伴い、グループ事業推進及び経営管理体制を見直し、「細胞治療技術開発事業」に含めていた当該開発活動を、「医薬品事業」として区分して管理することといたしました。さらに、事業内容をより適正に表示するために、従来の「細胞治療技術開発事業」と「細胞治療支援事業」のセグメント名称を、それぞれ「細胞医療事業」と「医療支援事業」に変更いたしました。この結果、当第1四半期連結累計期間より、報告セグメントを、従来の「細胞治療技術開発事業」、「細胞治療支援事業」の2区分から、「細胞医療事業」、「医療支援事業」、「医薬品事業」の3区分に変更しております。

変更後の当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。



※契約医療機関の契約内容により、提供サービス等は異なります

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社の連結子会社であるタイタン株式会社は、平成26年2月18日付株主総会において、画像診断サービスを主たる事業とするバイオビジックジャパン株式会社の事業を譲受けることについて決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。当該事業譲受の概要につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載しております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社を取り巻く環境につきましては、再生医療・細胞治療の推進がアベノミクスの成長戦略における重点施策の一つとして位置付けられております。そのための法規制整備として、平成25年4月には、再生医療の実現を促進する「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律」が成立、同年11月には、再生医療等製品を新たに定義し、条件付（早期）承認制度の実現等を明記した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び細胞加工業の事業化の実現等を目指した「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が成立し、本分野の実用化、さらには産業化を促進する環境整備が進展しております。

このような状況の下、当社グループは、がんワクチン療法の一つである樹状細胞ワクチン「バクセル® VacceII」を中心とした研究開発、全国の医療機関に対する営業開拓、セミナー等を通じた患者に対する情報提供、学会等での発表を中心とした学術活動、大学・研究機関等に対する細胞加工施設の運営受託・保守管理サービス、細胞培養装置等の機器販売、CRO事業並びに医薬品事業等を行ってまいりました。

平成26年1月に、当社全額出資の連結子会社「テラファーマ株式会社」を設立いたしました。当社は、テラファーマ株式会社を通じて、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチン「バクセル®」の承認取得を目指してまいります。

平成26年2月に、ゲノム解析におけるソフトウェア等開発に強みを持つ株式会社ジナリスと合弁会社設立契約を締結し、連結子会社「株式会社ジェノサイファー」を設立いたしました。当社は、株式会社ジェノサイファーを通じて、ゲノム診断支援事業へ参入し、個別化医療の実現のための新たなBtoBサービスの構築を目指してまいります。

平成26年4月に、コージンバイオ株式会社と資本業務提携契約を締結いたしました。当社は、同社の持つ豊富な培地製造技術を融合し、細胞培養をより効率的に行うための培地等の開発を加速させてまいります。また、今回の提携により、国内及び海外への事業展開を推進してまいります。

第1四半期連結累計期間につきましては、医療支援事業が好調に推移したものの細胞医療事業の売上高が前年同期を下回ったため、売上高は328,292千円（前年同期比18,726千円減、5.4%減）、利益面につきましては、樹状細胞ワクチン「バクセル®」の承認取得に向けた開発活動を本格化する中、主に細胞医療事業及び医薬品事業における販売費及び一般管理費が増加したため営業損失は106,590千円（前年同期は28,793千円の利益）、経常損失は123,960千円（前年同期は27,066千円の利益）、四半期純損失は84,147千円（前年同期は13,455千円の利益）となりました。

当第1四半期連結累計期間における報告セグメント別の業績は次のとおりであります。なお、以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

なお、当社グループは、当第1四半期連結累計期間において、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチン「バクセル®」の承認取得に向けた開発活動を本格化させました。これに伴い、グループ事業推進及び経営管理体制を見直し、「細胞治療技術開発事業」に含めていた当該開発活動を、「医薬品事業」として区分して管理する

ことといたしました。さらに、事業内容をより適正に表示するために、従来の「細胞治療技術開発事業」と「細胞治療支援事業」のセグメント名称を、それぞれ「細胞医療事業」と「医療支援事業」に変更いたしました。この結果、当第1四半期連結累計期間より、報告セグメントを、従来の「細胞治療技術開発事業」、「細胞治療支援事業」の2区分から、「細胞医療事業」、「医療支援事業」、「医薬品事業」の3区分に変更しております。

細胞医療事業

細胞医療事業は、樹状細胞ワクチン「バクセル®」を中心とした独自のがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行っております。

患者に対する情報提供活動につきましては、「がん治療セミナー」を当社契約医療機関と共同で、北海道、秋田県、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県及び福岡県にて開催いたしました。

全国の医療機関に対する営業開拓活動につきましては、平成26年1月に、医療法人社団輪生会 白山通りクリニック（東京都江東区）と、平成26年3月に、東京銀座シントラニ歯科口腔外科クリニックと連携契約を締結いたしました。

当第1四半期（1月～3月）の樹状細胞ワクチン「バクセル®」の症例数は約300症例となり、当社設立以降の累計で約7,900症例となりました。

当第1四半期連結累計期間における売上高は、症例数が伸び悩んだことにより251,347千円（前年同期比26,626千円減、9.6%減）、利益面につきましては、売上高の減少に加え、研究開発費、広告宣伝費等の販売費及び一般管理費の増加により営業損失は55,979千円（前年同期は22,027千円の利益）となりました。

医療支援事業

医療支援事業は、研究機関、医療機関からの細胞加工施設の運営受託及び保守管理サービス、消耗品及び細胞培養関連装置の販売、並びにCRO事業等を行っております。

当第1四半期連結累計期間につきましては、売上高は、細胞培養関連装置の販売等が順調に推移したことにより161,288千円（前年同期比92,232千円増、133.6%増）、利益面につきましては、主に子会社の立上げによる販売費及び一般管理費の増加により営業損失は5,913千円（前年同期は6,766千円の利益）となりました。

医薬品事業

医薬品事業は、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチン「バクセル®」の承認取得に向けた開発活動を行っております。

当社はこれまで、樹状細胞ワクチン「バクセル®」のエビデンス（科学的根拠）の構築を図ってまいりました。平成26年1月に、テラファーマ株式会社を設立し、再生医療等製品としての承認取得を目指し開発活動を推進しております。

これに伴い、当第1四半期連結累計期間につきましては、営業損失は38,778千円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は93,806千円であり、そのうち「細胞医療事業」におけるものは55,152千円、「医薬品事業」におけるものは38,653千円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,296,000
計	52,296,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年5月2日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,795,156	13,795,156	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式で株主の 権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
計	13,795,156	13,795,156	-	-

(注)提出日現在の発行数には、平成26年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年3月26日定時株主総会決議（第12回新株予約権）

決議年月日	平成26年3月26日
新株予約権の数	30,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株
新株予約権の行使時の払込金額	30,000円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日後6年を経過した日から平成33年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,000円 資本組入額 15,000円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 本新株予約権者は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社の取締役であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- (4) 本新株予約権者は、平成28年12月期決算において、中期経営計画の数値目標である連結売上高50億円（監査済みの当社連結損益計算書に記載の連結売上高が50億円を超過した場合をいう。以下「業績判定水準」という。）を達成した場合、割当てられた本新株予約権のうち、全ての本新株予約権の個数を本新株予約権の割当日後6年を経過した日から平成33年12月31日まで行使することが出来る。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や東京証券取引所（以下、「東証」という。）の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となった場合、倒産した場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記及び に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式30,000株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)に定める本新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる0.01円未満の端数は切り上げる。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使条件に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

下記、及びに準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成26年3月26日定時株主総会決議（第13回新株予約権）

決議年月日	平成26年3月26日
新株予約権の数	20,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株
新株予約権の行使時の払込金額	29,740,000円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日後3年を経過した日から平成30年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 14,870,000円 資本組入額 14,870,000円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 本新株予約権者（顧問を除く。）は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社または連結子会社の取締役または従業員であることを要する。また、顧問は、割当日から権利行使時までの間継続的に、顧問であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。
- (4) 本新株予約権者は、平成28年12月期決算において、中期経営計画の数値目標である連結売上高50億円（監査済みの当社連結損益計算書に記載の連結売上高が50億円を超過した場合をいう。以下「業績判定水準」という。）を達成した場合、割当てられた本新株予約権のうち、全ての本新株予約権の個数を本新株予約権の割当日後3年を経過した日から平成30年12月31日まで行使することが出来る。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や東京証券取引所（以下、「東証」という。）の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となった場合、倒産した場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記及びに準じて決定する。

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株とする。また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

なお、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)に定める本新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,487円とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使条件に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

下記、及びに準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

平成26年3月26日定時株主総会決議（第14回新株予約権）

決議年月日	平成26年3月26日
新株予約権の数	5,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,000株
新株予約権の行使時の払込金額	7,435,000円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日後3年を経過した日から平成30年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,717,500円 資本組入額 3,717,500円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という。）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。
- (2) 本新株予約権者（顧問を除く。）は、割当日から権利行使時までの間継続的に、当社または連結子会社の取締役または従業員であることを要する。また、顧問は、割当日から権利行使時までの間継続的に、顧問であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や東京証券取引所（以下、「東証」という。）の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となった場合、倒産した場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記及びに準じて決定する。

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式5,000株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記(3)に定める本新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、金1,487円とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使条件に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記、及びに準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

第8回新株予約権

	第1四半期会計期間 (平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	53個
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	278,115株
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	2,382.1円
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	662,500千円
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	62個
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	324,546株
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	2,388.0円
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	775,000千円

第9回新株予約権

	第1四半期会計期間 (平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	55個
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	288,610株
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	2,382.1円
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	687,500千円
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	55個
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	288,610株
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	2,382.1円
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	687,500千円

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年1月31日～ 平成26年3月31日(注)	566,725	13,795,156	679,270	1,332,178	679,270	1,203,855

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 13,224,800	132,248	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,431	-	-
発行済株式総数	13,228,431	-	-
総株主の議決権	-	132,248	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） テラ株式会社	東京都千代田区麹町四丁目7番地2	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

（注）所有者の住所に関しましては、平成26年3月26日付で東京都港区赤坂一丁目12番32号に変更となっております。

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,080,109	2,397,442
受取手形及び売掛金	273,120	240,276
リース債権	-	3,152
原材料	4,237	5,544
仕掛品	-	10,000
前払費用	61,566	43,227
繰延税金資産	23,736	21,986
未収還付法人税等	26,034	26,049
立替金	54,204	121
その他	20,752	20,240
貸倒引当金	250	90
流動資産合計	1,543,510	2,767,951
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	212,325	240,308
工具、器具及び備品（純額）	187,493	240,465
リース資産（純額）	26,442	25,545
建設仮勘定	37,421	-
有形固定資産合計	463,681	506,319
無形固定資産		
ソフトウェア	15,595	83,223
ソフトウェア仮勘定	74,103	-
のれん	-	27,424
特許実施権	10,291	9,166
その他	-	7,658
無形固定資産合計	99,991	127,472
投資その他の資産		
投資有価証券	136,750	136,750
敷金	107,302	108,296
保険積立金	11,639	11,652
繰延税金資産	22,495	62,059
長期リース債権	-	54,497
その他	1,863	1,560
投資その他の資産合計	280,050	374,815
固定資産合計	843,723	1,008,608
資産合計	2,387,234	3,776,559

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,071	119,989
短期借入金	-	90,000
1年内償還予定の社債	73,200	46,500
1年内返済予定の長期借入金	122,500	108,800
リース債務	16,437	14,382
資産除去債務	6,000	-
未払金	57,605	91,204
未払法人税等	13,131	2,023
その他	22,339	16,219
流動負債合計	352,285	489,119
固定負債		
社債	40,000	30,000
長期借入金	382,500	357,500
リース債務	11,998	21,086
長期預り敷金	50,537	50,537
資産除去債務	10,924	17,983
その他	9,793	8,161
固定負債合計	505,754	485,268
負債合計	858,039	974,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	652,908	1,332,178
資本剰余金	524,585	1,203,855
利益剰余金	273,584	189,436
自己株式	270	270
株主資本合計	1,450,808	2,725,200
新株予約権	16,978	8,438
少数株主持分	61,407	68,532
純資産合計	1,529,194	2,802,171
負債純資産合計	2,387,234	3,776,559

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
売上高	347,019	328,292
売上原価	118,771	131,109
売上総利益	228,247	197,183
販売費及び一般管理費	199,453	303,773
営業利益又は営業損失()	28,793	106,590
営業外収益		
受取利息	105	402
不動産賃貸収入	19,227	19,412
助成金収入	147	432
その他	176	167
営業外収益合計	19,656	20,415
営業外費用		
支払利息	1,377	1,669
社債利息	529	287
不動産賃貸原価	19,227	19,412
株式交付費	-	5,384
支払保証料	250	166
その他	-	10,863
営業外費用合計	21,383	37,784
経常利益又は経常損失()	27,066	123,960
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	27,066	123,960
法人税、住民税及び事業税	4,857	676
法人税等調整額	6,602	37,813
法人税等合計	11,460	37,137
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	15,606	86,822
少数株主利益又は少数株主損失()	2,150	2,674
四半期純利益又は四半期純損失()	13,455	84,147

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	15,606	86,822
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	15,606	86,822
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,455	84,147
少数株主に係る四半期包括利益	2,150	2,674

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結累計期間より、新たに設立したテラファーマ株式会社及び株式会社ジェノサイファーを連結の範囲に含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)
減価償却費	32,031千円	43,801千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月8日 臨時取締役会	普通株式	10,509	0.80	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第1四半期連結累計期間において新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ679,270千円増加し、当第1四半期連結累計期間末において、資本金は1,332,178千円、資本剰余金は1,203,855千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	細胞医療 事業	医療支援 事業	医薬品 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	277,973	69,045	-	347,019	347,019	-	347,019
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	10	-	10	10	10	-
計	277,973	69,055	-	347,029	347,029	10	347,019
セグメント利益	22,027	6,766	-	28,793	28,793	-	28,793

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	細胞医療 事業	医療支援 事業	医薬品 事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	251,347	76,945	-	328,292	328,292	-	328,292
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	84,343	-	84,343	84,343	84,343	-
計	251,347	161,288	-	412,635	412,635	84,343	328,292
セグメント損失()	55,979	5,913	38,778	100,671	100,671	5,918	106,590

(注) 1. セグメント損失の調整額 5,918千円には、セグメント間取引消去 1,162千円及び固定資産の調整額7,080千円が含まれております。

2. セグメント損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、当第1四半期連結累計期間において、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチン「バクセル®」の承認取得に向けた開発活動を本格化させました。これに伴い、グループ事業推進及び経営管理体制を見直し、「細胞治療技術開発事業」に含めていた当該開発活動を、「医薬品事業」として区分して管理することといたしました。さらに、事業内容をより適正に表示するために、従来の「細胞治療技術開発事業」と「細胞治療支援事業」のセグメント名称を、それぞれ「細胞医療事業」と「医療支援事業」に変更いたしました。この結果、当第1四半期連結累計期間より報告セグメントを、従来の「細胞治療技術開発事業」、「細胞治療支援事業」の2区分から、「細胞医療事業」、「医療支援事業」、「医薬品事業」の3区分に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとののれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「医療支援事業」セグメントにおいて、事業譲受による企業結合を行ったため、のれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては、27,424千円であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業の名称：バイオビジックジャパン株式会社

取得した事業の内容：画像診断支援サービス

企業結合を行った主な理由

相手先企業が保持する画像診断支援サービスについての専門的技術を取得企業のイメージングCRO事業に融合することにより、タイタン株式会社の事業拡大を図り、同業界における競争優位性を高めるため。

企業結合日

平成26年3月20日

企業結合の法的形式

事業譲受

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるタイタン株式会社が現金を対価として事業を譲受けたためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年3月20日から平成26年3月31日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	29,088千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	14,900千円
取得原価		43,988千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

27,424千円

発生原因

後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	1.02円	6.15円
(算定上の基礎)		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	13,455	84,147
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	13,455	84,147
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,136	13,684
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1.01円	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	221	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(注) 当第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 資本業務提携及び第三者割当増資の引受

当社は、平成26年4月8日開催の取締役会において、コージンバイオ株式会社（以下「コージンバイオ」）と資本業務提携契約を締結することを決議しました。それに伴い、同日付でコージンバイオと資本業務提携契約を締結し、同社による第三者割当増資を引き受けました。

(1) 資本業務提携の目的及び理由

コージンバイオは、組織培養用培地のパイオニアであり、20年以上にわたる培地製造実績のもと、大学等研究機関や企業との共同研究を重ねております。この中で培った製品開発力、製造技術力により、この領域において、日本トップクラスの実績を有しています。

当社は現在、コージンバイオとがんワクチンの一つである樹状細胞ワクチン「バクセル® (Vaccine)」における樹状細胞の培養に用いる培地等の共同開発において共同研究契約を締結しておりますが、両社の協業体制を強化し、国内及び海外への事業展開の推進を目指し、資本業務提携契約を締結することといたしました。

(2) 業務提携の概要

当社は、当社の強みである東京大学医科学研究所の技術を基盤とした細胞培養技術・ノウハウと、コージンバイオの持つ豊富な培地製造技術を融合し、樹状細胞等の細胞培養をより効率的に行うための培地等の開発を加速してまいります。さらに、開発した培地等を活用し、国内及び海外での事業展開を目指してまいります。

(3) 資本提携の概要

当社は、コージンバイオが第三者割当増資により発行する普通株式18,000株を引き受けました。なお、取得価額は180百万円、コージンバイオに対する所有割合は5.6%です。

(4) 資本提携の相手先の概要

会社名：コージンバイオ株式会社

所在地：埼玉県坂戸市千代田5丁目1番地3

代表者の役職・氏名：代表取締役社長 中村 孝人

主な事業内容：微生物検査用培地の開発・製造・販売、組織培養用培地の開発・製造・販売等

資本金：140百万円

設立年月日：昭和56年4月20日

2. 新株予約権の消却

当社が平成25年5月31日付で発行した第9回乃至第11回新株予約権について、当社普通株式の東京証券取引所終値が30取引日連続で1,652.7円を下回ったため、翌営業日の平成26年4月30日に当該新株予約権を全て取得し、平成26年5月2日開催の臨時取締役会で消却の決議がなされ、同日付で消却しております。

(1) 消却した新株予約権の概要

取締役会決議日：平成25年5月31日

発行された新株予約権のうち、消却したものの個数

第9回新株予約権 7個

第10回新株予約権 62個

第11回新株予約権 62個

(2) 消却日

平成26年5月2日

なお、新株予約権の消却に伴い、新株予約権の残高（当第1四半期連結累計期間末8,438千円）全額を取り崩しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月2日

テラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 孫 延生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、テラ株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。